

令和7年8月1日
島根県政策企画局
政策企画監室 田原
TEL 0852-22-6061
女性活躍推進課 山本
TEL 0852-22-5243

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」の使用料の未設定 及び誤徴収について

1. 概要

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」の使用料は「島根県立男女共同参画センター条例（以下「条例」という。）」及び施行規則で定めていますが、今般、使用料を定めていない設備があることや、規定に基づかない使用料を徴収していたことが判明いたしました。

なお、県はあすてらすの施設管理を公益財団法人しまね女性センターを指定管理者として業務委託し、指定管理者が施設・設備の使用の承認、使用料の徴収を行っています。

2. 経緯・対応

(1) 経緯

令和7年6月 ホールの舞台照明設備の更新に伴い、現在の舞台照明設備の状況を現地確認したところ、使用料が設定されていないものがあることが判明。このうち、類似設備の単価で使用料を徴収した事例があることを確認。

令和7年7月 県と指定管理者において、全ての施設・設備にかかる使用料について点検したところ、舞台照明以外にも規定に基づかない使用料の徴収事例が判明。

誤徴収の該当者の抽出と返金額の精査。

(2) 調査期間

書類が残っている平成25年度から令和7年度まで。

(3) 事案の内容

<参考>県の使用料の設定・徴収手続き
設備を取得（指定管理者が購入し県へ寄附する場合を含む）→県の管理物品に登録→使用料を設定（必要に応じて条例・規則改正）→使用料徴収

- ① 県の設備で本来使用料を設定すべきであったが設定しておらず、無料で貸していたもの
 - ・舞台照明「ロアー・ホリゾントライト」 1台
 - ・可搬式プロジェクター 3台
 - ・テレビ 1台

② 県の施設・設備であるが、使用料を設定しておらず、使用料設定された別の施設・設備の使用料を適用して徴収したもの

- ・舞台照明「ステージスポットライト」 4台

サイドスポットライトとして計上し、使用料（60円/台）を徴収。

件数：2件（相手方：1人）、徴収額：720円

- ・ホワイエ（ホールのロビー部分）

ホワイエのみを貸し、ホールの準備使用料を徴収。

件数：7件（相手方：2人）、徴収額：157,650円

③ 県の設備でないものを貸し、県の使用料として徴収したもの

- ・可搬式スクリーン 3台

指定管理者が購入したものを県の設備に登録せず、県が購入した可搬式スクリーンの料金（70円/台）により使用料を徴収

件数：38件（相手方：15人）、徴収額：5,250円

- ・DVDプレーヤー 1台

指定管理者が購入したものを県の設備に登録せず、県が購入したDVDプレーヤーの料金（100円/台）により使用料を徴収

件数：247件（相手方：28人）、徴収額：56,800円

②③合計 220,420円（294件、相手方43人）

所有者	使用料	使用料徴収なし	使用料徴収あり
県 (指定管理者が購入し 寄附したものと含む)	設定		
	未設定	ロアーホリゾントライト ① 可搬式プロジェクター テレビ	② ステージスポットライト ホワイエ
指定管理者	設定		③ 可搬式スクリーン DVDプレーヤー
	未設定		

（4）対応方針

- ・上記②③について、調査期間に徴収した使用料を返金する。
- ・使用料を設定していないかった設備については、使用料を設定する。
- ・指定管理者が購入した設備を貸す場合については、県の使用料としては徴収しない。

3. 再発防止策

【島根県】

- ・担当課で事務処理マニュアルを策定し、設備を取得または更新した際の設備登録及び使用料設定を確実に行う。また、事務処理が適正に行われるよう、チェックリストを作成し、複数の担当者で確認を行う。
- ・しまね女性センターに対し、業務を遂行するうえで必要な県の制度（法令等を含む）に対する理解を深めるよう研修・指導を行う。

【公益財団法人 しまね女性センター】

- ・条例、規則及び指定管理の基本協定に規定された指定管理者の業務・権限について理解を深めるための研修を実施する。
- ・施設・設備等に関する業務マニュアルが見直されていなかったため、改定を行うとともに、内容について研修・勉強会を実施し職員間で共有を図る。